

和歌山県を舞台にした盗撮ビデオは確認されているだけでも1000本を超えるという(2次被害防止のため、写真は一部修正を加えています)

盗撮犯に狙われる日常



もしもあなたの日常の「コマ」が盗撮されて、その姿がインターネットやDVDを通じて衆目にさらされているとしたら。ましてやそれが公衆浴場での入浴シーンだったら。六月上旬、自民党の盗撮防止法ワーキングチーム(事務局長・世耕弘成参院議

員)が法制化を進めてきた「盗撮防止法案」が参院を通過、年内にも施行される運びとなった。性的盗撮や盗撮写真の提供・販売を禁止し、違反者に懲役二年以下または罰金二百万円以下の罰則を科す内容だが、なぜ今、県選出の世耕議員が同法案の法制化にこだわる

のか。そこには「盗撮スタジオ和歌山県」と呼ばれる県内の目を覆いたくなるような悲惨な現実が色濃く反映されているという。平松総合調査事務所(平松直哉代表)の協力を得て、県内の盗撮事情と対策を三回にわたって連日掲載する。

平成十三年から四年間、私立探偵として和歌山県近郊の盗撮問題と向き合ってきた平松代表の調べでは、県内のクアハウス(四件)や温泉施設(四件)、銭湯(一件)などの脱衣場・浴室内、海水浴場の仮設トイレやシャワールーム(一件)、観光ホ

はじめ全国の市場で流通している。その被害者数は数万人に上るといふ。業者や販売元は違えども、撮影場所は同じ。現在の、盗撮自体を罰

の弱腰、企業の責任感の低さが盗撮業者を和歌山県へ寄せ付けている」と平松代表は語気を強める。為での検挙数は建造物侵入として処理した例を除けば、昨年一年間で計千八百九十二件に上る。しかし、盗撮を摘発できる条例を持っているのは全国で八都府県だけ。罰則もバラバラで、罰金一万円程度で済む県から懲役刑のある県まで幅が

「盗撮スタジオ和歌山県」

あなたの日常が狙われている

で、「和歌山県が狙い打ちされている。私が盗撮スタジオ和歌山県」と呼ぶゆえんです。県警の怠慢や行政

詳しくは、平松総合調査事務所(<http://tantei08.com>)へ。

詳しくは、平松総合調査事務所(<http://tantei708.com>)へ。

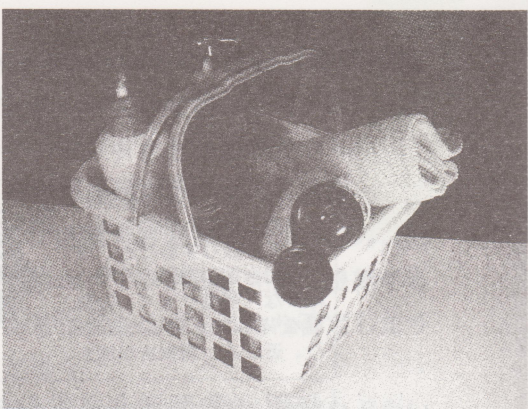
盗撮犯に狙われる日常



女性の敵は女性―。

大阪府警は平成十四年十月九日、和歌山市内の男女を建造物侵入容疑で逮捕した。調べでは、男女は共謀して、公衆浴場の脱衣場で盗撮したビデオを販売しようとする計画。女が盗撮目的で大阪府内の公衆浴場に客を装って入り込んだ疑い(朝日新聞から抜粋)。二人は二年前から同府内や和歌

山県内の公衆浴場で盗撮をはじめ、同ビデオで約九千万円の利益を上げたという。携帯電話のカメラ機能の向上に伴い、駅や階段などで女性のスカートの中を携帯電話で盗撮する幼稚な犯罪が増えている。一方、超小型・高性能・高画質のCCDカメラが量産化され、少しの知識さえあれば、だれでも



トイレや公衆浴場での盗撮が可能になったといわれる。防犯目的で開発された文明の利器を有効活用するかどうか。残念ながら現在のところは、各人の良心に寄るところが大きい。

超小型化カメラ

は芳香剤やラジカセ、ビデオテープレコーダー、ヘアトリートメントチューブ

など今やどんなものにも潜ませることができ、被害者がカメラの存在に気がつくことはまずない。たとえばシャンプーやトリートメ

ント、タオルなどを入れた「お風呂セット」に無線式カメラを潜ませ、女性が客を装い脱衣場や浴室を歩くところ。その間、誰にも気付かれることなく共謀

円もかけて仮設トイレを設置し、さまざまな角度から盗撮するという大がかりな例も実際に和歌山市内であったという。

公衆浴場での盗撮が

出てこないのだろうか。答えはその商品の特殊性にある。浴場盗撮ビデオに映る女湯は女性にとって見慣れた光景であり、大金を払ってまで見る機会は極

巧妙化する手口

2次被害を生む盗撮の脅威

者が屋外の駐車場で電波を拾い録画する、というのも手口の一例だ。もちろん無線式カメラでの犯行もある。また海水浴場に八百万

ほぼ常態化し、市場には数え切れないほどの盗撮もののDVDがあふれている。ではなぜ一向に盗撮被害に遭ったと訴える女性が

端に少ない。また、たとえビデオを見ていた男性が、映像の中に知人の女性を見つけたとしても、そのことを本人には言にくいとい

う状況があるのも原因の一つだろう。ことしに入り、盗撮ビデオをダシにした振り込め詐欺が福岡市内で多発している。「金を出さなければネットです」と脅迫するのが主な手口だという。盗撮は脅迫の材料にされるなどの二次被害の危険性をほらんでいるのだ。訴訟を起こして勝った被害者もいるが、一度ネットに流された映像を回収するすべはない。その脅威と被害は深刻である。(つづく)



世耕弘成参院議員は本紙5月17日付「がんばってます」で盗撮防止法案制定の意義を訴えた

盗撮犯に狙われる日常



「盗撮は女性の性的尊厳を著しく傷つける行為である」(世耕弘成参院議員、本紙五月十七日付「がんばってます」より抜粋)。

「盗撮防止法の要綱案では、①住居・浴場・更衣室などで人が衣服を身につけない状態②人のしゅう恥心を害する体の部分や下着―を正当な理由なく撮影すること」を、「性的盗撮」として禁じた。性的盗

撮写真については、販売だけでなくインターネット回線を通じた提供も禁止。提供目的の所持も禁じている。罰則を「懲役二年以下または罰金二百万円以下」とし、厳罰による抑止効果を狙う。その意味では法案制定の意義は大きい。インターネットサーバーを海外へ置けば新法の適用から免れるという欠点もあり、今後見直さ

れるべき課題も残る。また駅、百貨店、公衆浴場、電車、バスなど不特定多数の人が出入りする場所や乗り物の管理者には、盗撮防止の努力義務を課した。

和歌山県近郊の盗撮問題に詳しい平松総合調査事務所の前松直哉代表は「法案制定を機に、

「癒しの空間」を売り物とする公衆浴場などの企業は、客商売としての原点に返って「安心」を提供するために必要な対策を講ずるべき。これまでの盗撮被害の事実を認め、まず謝罪をした上で「自社ではこういう具体的な対策を取っているので安心ですよ」とアピールする姿勢が大事だ」と「努力義務」に対す

る各企業の真摯(しんしん)な対応を期待するとともに、厳しい監視の目を光らせる。企業側の具体的な対策として、荷物チェックを行う▽入浴に不要なものや預かる保管庫を用意する▽シャランプーやリンスを常備し、「お風呂セット」を持ち込む必要性をなくす▽手口や実態を追究し盗撮防止対策をマ

問われる管理者の姿勢

最高のサービスは「安心の提供」

ており、良い例だ」と平松代表は評価する。新法が整備されても、厳罰による抑止力も、企業努力だけに頼るのでは得策ではなく、利用者の防衛意識が最も

△脱衣場内で長時間くつろいでいる人や不必要にかばんを触っている人、長時間放置しているものなどに気付いたら店員に知らせる▽入浴中に人の後を追う人があれば注意する▽トイレ入室後に水洗タンク下、ペーパーホルダー下、掃除機、芳香剤、汚物入れなどに

△最低限の盗撮チェックを行う。これまで盗撮防止法制定を考える会として活動を続けてきた平松代表は現在、被害者対策に乗り出そうと、NPO法人全国盗撮犯罪被害対策室の立ち上げ準備を進めている。「利用者も企業も、まずは敵をよく知ること。その脅威や手口に対する正しい認識が、結局は被害の拡大に歯止めをかけることにつながる」と、平松代表は警鐘を鳴らし続ける。(おわり)

△この連載は前川剛が担当しました